



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

1. 件名 白川第1浄水場原水流量調節弁ほか整備修繕
2. 業者名 株式会社 クボタ建設 東京支社
3. 特定理由  
本修繕の対象機器は、浄水処理水量の自動制御及びろ過池を洗浄する際の逆洗水量を自動制御する調節弁である。  
本修繕は、機器の構成部品を交換し動作状況の確認などの総合的な試験調整を行うものであるが、交換部品は上記業者の純正部品でなければ既設と適合せず、また部品の組み立て調整など上記業者のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。  
当該機器の製造・納入・据付業者は(株)クボタであるが令和2年2月よりバルブ設備の点検・修繕は(株)クボタ認定業者の(株)クボタ建設東京支社に移管し、上記業者は当該機器に関する構成・構造に精通している唯一のサービス専門会社である。  
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件名 白川第1第3浄水場消石灰移送ポンプ整備修繕
- 2 業者名 株式会社 荏原製作所 北海道支社
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、凝集pH調整剤の消石灰を溶解槽から注入機のある貯蔵槽へ移送するために設置されているポンプ設備である。  
本修繕は、対象機器の分解整備、構成部品の交換、動作状況の確認など、総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。  
本修繕の実施にあたっては、製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、機器の構造、部品の製作・組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。  
上記業者は、当該機器の設計・製作を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。  
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

## 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第\_\_号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

#### 1 件名

白川浄水場消石灰注入機整備修繕

#### 2 事業者名

新栄クリエイト株式会社

#### 3 特定理由

本修繕の対象機器は、河川原水のpH・アルカリ度調整のために消石灰スラリーを注入する機器である。

本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行うものであるが、対象機器の構造や特徴、設計時のデータなど製造元のみが保有する機器独自の情報と、専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。

上記業者は、製造元である株式会社磯村から当該機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。

#### 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

1. 件名 発寒川取水場除藻機整備修繕
2. 業者名 旭イノベックス株式会社
3. 特定理由  
本修繕の対象設備である発寒川取水場除藻機は取水場ポンプ井への藻等の異物侵入を防ぎ、安定した取水を行なうための重要な設備である。当該設備は、1985年に上記業者（旧社名 旭鉄鋼所(株)）が受注製作・納入したものであり、納入以降の整備修繕等のメンテナンスも上記業者のみがおこなっており、その記録・資料等を保有している。また、設置から25年以上経過する古い機器のため、バルコン・巻き上げ機等は製造中止となっているものである。  
当該修繕を行うことができる業者の条件として
  - ① 整備に必要な技術、資料について設備の機能と構造、製作時からの資料や各部品の詳細なデータを保有しており、また製造メーカー独自の仕様で一般に公開していない技術・データ等も多い。
  - ② 浄水処理への影響を極力少なくするためには、短期間で施工を行う必要があるため当該設備に対する修繕や整備実績及び当該設備に対する技術的知識が要求される。
  - ③ 製造元による整備後の補償を受けるためには、製造メーカーによる整備によらなければならない。以上から、上記業者以外の施工は不可能であるため、特定したい。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。





## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

1. 件名 発寒川取水場 No. 1・2 導水ポンプ整備修繕
2. 業者名 株式会社 西島製作所 札幌支店
3. 特定理由  
本修繕の対象機器は株式会社西島製作所が製作、据付したものである。  
試運転や調整の際には、他社に開示していないメーカー独自の製作図やクリアランス等の許容範囲が必要であり、それらのデータを保有している業者でなければ良否の判断及び施工調整ができない。  
また、本設備データを保有している唯一の業者は上記業者のみであることから、上記業者でなければ実施することができない。  
従って以上より、上記業者に特定する。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。